別紙5-2

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	経済協力	番号	⑬

（千円）

	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		８年度当初予算額				９年度概算要求額			
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費			158,042,738				256,084,717		
	一般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費			1,265,110				1,414,460		
	小　計				一般会計		159,307,848				257,499,177		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費交付金に必要な経費			148,061,608				177,185,517		
	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備に必要な経費			1,968,392				1,314,483		
	小　計				一般会計		150,030,000				178,500,000		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
合　計					一般会計		309,337,848				435,999,177		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

施策名：経済協力

施策目標：開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年８月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。

過去３年間の取組の主な評価結果

国際社会が歴史的な転換期にあり、地球規模課題の深刻化、開発途上国の経済成長の減速と国内外の経済格差等複合的危機に直面している。こうした状況下、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献するため、開発協力大綱を軸とした開発協力の推進及び国民の理解促進・国際協力事業関係者の安全確保への取組をとおして、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献した。詳細具体的な取組としては以下のとおり。

1　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の推進と連動し、第8回アフリカ開発会議（TICAD8）における質の高いインフラ投資推進の表明や「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の発表等を行い、 我が国の技術・知見を生かしたインフラ整備や技術協力等を通じ、各地域の連結性の向上を強化することで、「質の高い成長」に貢献した。
- 東南アジアでの「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」や、アフリカ地域でのABEイニシアティブ等の産業人材育成への協力取組を進めることで、「質の高い成長」を通じた貧困撲滅に貢献した。

2　普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

- ラオス、カンボジアなどにおいて、法・司法制度改善の技術協力を継続的に実施することや、シーレーン沿岸国等に対して海上法執行機関等の保安能力強化に向けた技術協力を実施することで、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化に貢献した。
- ウクライナとその周辺国やパレスチナ、スーダンなどに対する国際機関等を通じた人道支援や、トンガやトルコなどへの緊急援助を行うことで、紛争や災害等により最も脆弱な立場にある人々を支援すると共に、社会安定化、平和構築に貢献した。特に、カンボジアの協力の下で実施された、ウクライナ政府職員に対する地雷探知機の訓練等の研修は、日本が長年実施してきた対カンボジア協力の成果として挙げられる。

3　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

- 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針に記載された優先分野の課題に取り組むとともに、令和５年12月にSDGs実施指針を改定し、地球規模課題への取組を率先した。
- 保健分野では、国際機関等への拠出や、Ｇ７広島サミットにおける議論の主導等を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進に貢献した。
- 気候変動分野では、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、令和３～５年度で新たに12か国と協力覚書に署名し、令和５年度時点で29か国とJCMを構築し、気候変動への緩和策・適応策への支援に貢献した。

過去３年間の取組の主な評価結果（続）

4　連携の強化

- JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施は、開発途上国の経済社会開発とともに、日本の民間企業の海外展開および我が国地方の活性化に貢献した。また、人材育成奨学計画（JDS）等の研修事業を通じ、我が国の大学研究機関等との連携が強化された。NGOの組織基盤強化に向けた支援に加え、 NGOとの連携強化を通じ、国民参加機会の拡大に貢献した。
- JICA海外協力隊事業では、グローカル・プログラムを通じた地域活性化、地方創生等の取組や帰国後の国内社会還元の推進などにより、開発途上国だけでなく、日本国内の発展にも貢献した。
- 国際機関や主要ドナー等との戦略的・政策対話などを通じ、支援の相乗効果の実現を図るべく、グローバルな課題の解決に向けて積極的に貢献した。

5　国民の理解促進、開発協力の推進

開発協力に関する講座の継続に加え、アニメ、ドキュメンタリー、ドラマなど、キャラクターや著名人を活用した発信やX（旧Twitter）を活用した情報発信により、アウトリーチを拡大することで、国民の理解と支持を得ることに貢献した。

6　国際協力事業関係者の安全対策強化

国際情勢が大きく変化する中、平成28年８月に公表した「国際協力事業安全対策会議最終報告」の５項目記載の安全対策の着実な実施、特に、令和３年度から４年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、適切な安全対策を講じたことで、国際協力事業関係者の安全に対する意識や安全確保のための取り組みを強化・向上し、国際協力事業関係者の危機管理意識向上及び安全確保に貢献した。

評価結果を踏まえた次期施策目標

開発協力を通じ、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処する。それと同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった我が国の国益の実現に貢献する。
こうした目標達成に向け、（１）平和と繁栄への貢献、（２）新しい時代の「人間の安全保障」の推進、（３）開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創、（４）包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導、を基本方針として、民間企業をはじめとするパートナーとの連帯を強化し、様々な主体を巻き込んだ開発のプラットフォームを形成・活用し、ODAに係る幅広い資金源の拡大を目指しつつ、開発協力を推進していく。
加えて、開発協力の意義と成果について、分かりやすく丁寧に幅広い国民に説明し、その認知度・理解度を高めるべく積極的に取り組む。また、国際協力事業関係者の安全確保に引き続き努める。

予算額・執行額等	区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	予算の状況	313,912	450,093	362,843	306,790
	執行額	313,419	448,658	362,150	
同（分担金・拠出金）	予算の状況	34,244	48,458	31,817	4,776
	執行額	35,103	48,458	31,863	

（注）百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

外部有識者の所見（概要）

- 本施策の評価結果は、政策評価というより、具体的なプログラム評価の印象が強い記述となっており、日本の経済協力としてどちらに向かっているか、それについて成果が上がったかについて包括的評価があってもいいのではないか。
- 開発協力大綱の改訂で、複合的危機にみまわれる国際社会と新興ドナーの台頭という国際環境において、価値観の相違を乗り越えて開発協力を推進する方針が明確化された。開発協力の目的も「平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献」と「国益の実現に貢献」の双方が記載されたことは高く評価。
- 経済協力の鍵概念となっている「共創」は日本の開発協力をリードする重要な理念となり、途上国を中核に置きつつ、民間企業・公的金融機関・他ドナー（南南協力含む）・国際／地域機関・市民社会等が、協働によって解決策を共に創り出す考え方で、一方的な押し付けをしない、包摂性の追求が掲げられていることも高評価。
- 日本は国際公約としてODAをGNI比0.7%とする目標を念頭に置くとしながら、開発協力ファイナンスの全体規模をどうすれば、以上のような方針を推進できるか、という論点が十分ではない。共創の基盤はファイナンスの規模であり、政府系資金・民間資金の総動員が必要。

外部有識者の所見（概要）（続）

- SDGsは当初の予定からであれば残り５年となるが、継続は当然のこととして、高い訴求効果が果たされてきたところ、日本としてどのような形で次につながる総括を示すのかについて検討していくべき。
- OECD/DACへの働きかけについては高く評価される。
- ODA大綱が開発協力大綱に名称を変更した背景としては、安全保障や国際平和協力の関係等もあるが、途上国の開発・支援にODA以外のツールの重要性も高まってきたことも指摘されている。このような観点に加えて、ODA予算の大幅な増額は困難な状況が続いていることも踏まえると、本施策の目標４で取り上げられたJICA・中小企業を含む民間企業・地方・NGO・大学・研究機関等や国民といった日本の幅広い関係主体との互恵的な連携の強化は、本施策の推進において重要であり、本評価対象期間中の関係する様々な取組は評価できる。今後も日本からの経済協力が効果的に一層推進されていくためにも、また地方の活性化や日本国内の発展に一層裨益していくためにも、上記のような取組を継続し可能な面では更に強化していくことが期待される。
- 個別分野４は、JICAやN連事業等の取組に対するプログラム評価となっているが、経済協力政策決定機関である外務省として、国民参加機会の拡大の取組の方向性や成果についての包括的評価があってもいいのではないか。
- 「開発協力に関する講座の継続に加え、アニメ、ドキュメンタリー、ドラマなど、キャラクターや著名人を活用した発信 や X（旧Twitter）を活用した情報発信により、アウトリーチを拡大することで、 国民の理解と支持を得ることに貢献した。」とあるが、具体的にどの程度の訴求効果があるのか、従来と比較してどの程度の国民理解の促進が得られたかなどを説明すべき。
- 広報に関する新たな取組や工夫については積極的に評価したい。
- 取組が施策の目標の実現に『貢献した』と記載する場合には、明確な根拠を提示すべきではないか。
- 高度に政治化された環境下とはいえ、UNRWAへの支援を一時中断したことの是非について、人権面からどのような評価がなされたのだろうか。省内の評価を知りたかった。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

個別分野１：「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

中期目標

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組	今後の方向性
「質の高いインフラ」の普及・実施 ● FOIPの推進と連動し、TICAD8におけるアフリカでの質の高いインフラ投資の推進の表明やASEAN関連首脳会議での「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の発表等を行い、我が国の技術・知見をいかしたインフラ整備や技術協力等を通して連結性向上に貢献した。 ● 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進するため、Ｇ７、Ｇ20のサミットや開発大臣会合、APEC首脳会議等の場で、首相を始めとする政務レベルで、質の高いインフラ投資の重要性につき発信し、また、各種成果文書に「質の高いインフラ投資に関するＧ20原則」の実施について盛り込んだ。OECD閣僚理事会等においては、ブルー・ドット・ネットワーク（BDN） のような認証スキームの重要性を確認した。 ● 令和４年のＧ７エルマウ・サミットでのグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）の立ち上げに続き、令和５年Ｇ７広島サミットでは日本として５年間で650億ドル以上のインフラ支援と官民資金を動員していくことを表明（詳細）、Ｇ20ニューデリー・サミットでもPGIIに関するサイドイベントに出席し、各国との連携を通じて、透明かつ公正な形で持続可能な開発に貢献する重要性が認識された。	● 各国との連携を通じた、「質の高いインフラ」の推進や国際スタンダード化を推進するための取組は、途上国における「質の高い成長」を実現する上で極めて有効であり、今後ともインフラ整備や技術協力等の各国における個別案件の計画やBDNのような認証スキームの推進、PGII等の取組を、効果的かつ効率的に実施・促進していく。
産業人材育成 ● 東南アジア地域：平成30年の日ASEAN首脳会議で発表した「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」に基づき、AI等のデジタル分野を含め、５年間で８万人規模の産業人材育成を行うべく取組を進めてきた。 ● 南西アジア地域：バングラデシュにおいて平成29 年から令和４年まで「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を実施し、令和４年12月の経済特区庁開設に向けた裾野産業能力強化支援として、中小企業経営や工場管理者の能力向上、技術支援機関等におけるカイゼン普及員の育成等を実施した。 ● 中南米地域：令和５年、パラグアイにおいて、産業技術能力向上と産業の多角化を目的とし、同国内の産業界に人材を輩出してきている主要な職業訓練校等に対する実習機材の供与に係る無償資金協力の実施を決定。（詳細）	● 東南アジア：産業人材育成の取組を推進するとともに、令和５年に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」に基づき、幅広い分野の連結性強化に資する人材育成を進めていく。 ● 南西アジア：経済連携協定の交渉開始や令和８年のLDC卒業に向け、今後一層ニーズが高まるバングラデシュの産業の高度化・多角化・基盤強化に資する人材育成を行う。 ● 中南米：気候変動、防災、保健・医療分野での脆弱性、貧困等、国際社会共通の課題において、引き続き大きな開発ニーズを抱えているところ、引き続き「質の高い成長」それを通じた貧困撲滅のためにも産業人材育成にかかる開発協力を継続していく。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組（続）

- アフリカ地域：ABEイニシアティブを通じ平成26年から令和５年までに6,700人以上のアフリカの若者に研修の機会を提供。 研修後に自国に戻り、起業や日系企業への就職のほか、行政機関の要職に就くなど、日本で身につけた知識や技能をいかして、自国の発展や日本企業の海外展開に貢献している。
- （参考）開発協力白書2021 開発協力白書2022 開発協力白書2023 p.26

今後の方向性（続）

- アフリカ：ABEイニシアティブ等の産業人材育成の取組をさらに推進し、より一層効果が得られるよう取り組んでいく。

評価結果

- 「質の高いインフラ」の普及・実施
  特に、「質の高いインフラ投資に関するＧ20原則」の推進やPGIIに関するサイドイベントの開催・出席を通し、各国との連携を前進させることとなり、連結性の強化や「質の高いインフラ」の国際スタンダード化への効果が高かった。また、FOIPの具体化を図るインフラ整備や技術協力等の案件を実施することは、各地域の連結性強化に寄与するものである。引き続き、途上国における質の高い成長を実現するため、OECD等の国際機関と連携しつつ、「質の高いインフラ投資に関するＧ20原則」に基づく「質の高いインフラ投資」を推進していく必要がある。
- 産業人材育成
  - 東南アジア：日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の知見・ノウハウを活かし、産業構造と企業活動の高度化が進むASEAN諸国に対して複合的な協力を実施し、幅広い分野の連結性強化に資する人材育成に資した。
  - 南西アジア：我が国とバングラデシュの関係は、令和５年４月に戦略的パートナーシップに格上げされたほか、同国の目覚ましい経済成長を背景に、経済関係も飛躍的に進化しており、令和６年３月に経済連携協定の交渉開始が発表された。産業人材育成は、このような両国関係の発展・強化の基礎となるものであり、この分野の支援を継続することは時宜に叶うものである。
  - 中南米：本プロジェクトの実施により職業訓練校の実習機材を整備することを通じて、パラグアイ・中南米地域の課題である格差是正及び貧困削減に向けて、包摂的な社会開発を推進するインクルーシブな社会サービスを提供することが期待される取組として有意義である。
  - アフリカ：ABEイニシアティブ修了生が日本での修士号取得やインターンシップ等の成果をいかして、自国の自治体の水公社での安全な水供給事業、民間企業での予防医療事業、起業してITインフラの落雷対策などを手がけているほか、多くの日本企業のアフリカ進出を手助けするなど、日本の技術や経験を活かした質の高い成長を実現する上で大きな効果があった。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ、開発協力白書等を使用した。

参考：我が国ODAの主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）

（約束額ベース、単位：百万ドル）（注）「開発途上地域」指定国を含む	実績値		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度
1. 社会インフラ及びサービス	1. 5,184.31	1. 4,285.76	1. 3,884.85
2. 経済インフラ及びサービス	2. 9,354.25	2. 5,511.98	2. 8,272.95
3. 生産セクター	3. 1,025.48	3. 1,300.99	3. 1,929.10
4. マルチセクター援助	4. 2,912.82	4. 1,285.70	4. 1,722.99
5. 商品援助／一般プログラム援助	5. 2,335.15	5. 1,275.19	5. 1,542.79
6. 債務救済	6. -	6. -	6. 3.10
7. 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	7. 631.73	7. 950.50	7. 536.72
8. 行政経費等	8. 802.12	8. 801.28	8. 733.22

個別分野２：普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

中期目標

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組	今後の方向性
法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化 ● アジア地域において、法・司法制度の改善に向けた技術協力や、司法関係者の能力強化に向けた研修などを実施。ラオス、カンボジアなどでは、専門家派遣や技術協力などを継続。また、アフリカ地域では、TICAD8にて、汚職対策を含む制度構築・ガバナンス強化や、紛争下の性的暴力対応に関する人材育成・警察等の能力強化を表明した。 ● 我が国の海上交通の安全確保のため、シーレーン沿岸国等の海上法執行機関等の保安能力強化に向け技術協力や研修を実施。インドネシアやフィリピンなどでは、船舶の供与を行った。	● 全ての人が平和と安定、繁栄を享受できるよう、法の支配に基づく、自由で開かれた国際秩序を維持・強化するために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援等を行う。 ● 我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。
難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助 ● 紛争や災害等により最も脆弱な立場にある人々を支援のため、国際機関（WFPやUNHCR等）などを通じ、食料、援助物資等を提供する緊急人道支援を行った。ウクライナとその周辺国やパレスチナ、スーダンなどに対し、国際機関や日本のNGOを通じて人道支援を実施した。 ● 地雷・不発弾対策支援に関し、日本が長年支援してきたカンボジアの協力の下、ウクライナ政府職員に対し地雷探知機の使用訓練等の研修を実施した。その他、ラオス、スリランカ、アゼルバイジャン等に地雷除去機材の供与を行った。 ● 大規模災害を受けた被災国・被災者支援につき、トンガやトルコなど国際緊急援助隊を派遣した。また、台風など自然災害の被害に対し、令和３年度は13件（12か国）、令和４年度は19件（18か国）、令和5年度は3件（3か国）の緊急援助物資供与を実施した。	● 中東・アフリカ・アジア・中南米地域において、難民・避難民等への人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みを活かした「人づくり」を行う。難民受入国（地域）支援などを含め、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。 ● グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組について国際機関等とも協力・連携し、国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。 ● 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。
テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策 ● モルディブやフィリピンでは、若者や女性を対象に暴力的過激主義に対する対処能力強化などの支援を行った。その他、グアテマラ、カンボジア、中央アジアなどにおいて、警察人材育成・防弾車供与など治安対策強化の支援を行った。 ● アフリカ地域では、コミュニティの基盤強化に着目し、行政と住民が協働する取組や、対話と信頼を重視した行政サービスの改善に向けた取組を支援した。	● 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためには、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の治安能力強化に資する機材供与や研修・訓練等の実施を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

評価結果

1　**法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化**

- 法・司法制度整備や、公務員の能力強化支援等などの途上国のガバナンス強化の取組を継続的に実施することで、平成30年に初の民法典が成立したラオスでは、引き続き民法典の活用に向けて法律分野の専門家を派遣し、「法の支配」の確立に貢献した。カンボジアでは、令和３年から選挙管理委員会への専門家派遣を継続するなど、民主主義促進につながる取組を積極的に実施した。
- 海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を継続し、フィリピンでは、沿岸警備隊に対して巡視船供与及び我が国海上保安庁からの技術支援などを実施し、途上国の平和と安定だけでなく、我が国にとって重要な海上交通の安全確保にも貢献した。

2　**難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助**

- 人道支援として、ウクライナ、パレスチナ、ミャンマー、アフガニスタン、スーダン等に対し、国際機関等を通じ、食料、保健、シェルター等を提供し、難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保することで、紛争予防や社会安定化と包摂的成長のための開発協力を推進した。
- 世界各地での国境管理支援や地雷対策支援等を継続することで、グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組を推進した。特に、カンボジアの協力の下で実施された、ウクライナ政府職員に対する地雷対策に関する研修は、日本が長年取り組んできたカンボジアへの協力の成果と言える。
- 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、人道支援・災害救援分野の取組を行い、大規模災害を受け困難に直面する被災国・被災者を支援した 。

3　**テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策**

- 世界各地でテロが発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保し、開発途上国の治安状況改善を促した。フィリピンやモルディブでは、若者や女性等を対象とした能力強化の支援を進め、社会の安定化に貢献した。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ、開発協力白書等を使用した。

個別分野３：地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

中期目標

国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組	今後の方向性
SDGs達成に向けた協力 ● 「SDGs実施指針」（令和元年SDGs推進本部決定）に記載された８つの優先分野を踏まえ、国内外で優先課題に取り組んだ。令和３年、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF）において、自発的国家レビュー(VNR）を実施した。令和５年にはSDGサミットにおいて、我が国として国際社会のSDGs達成に向けた取組を力強く牽引し、その先の未来を切り開いていくとの決意を明確に示した。SDGサミットを踏まえ、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していく必要があるとの考えのもと、令和５年12月に「SDGs実施指針」を改定した。（詳細 詳細）	● 改定された「SDGs実施指針」（令和５年SDGs推進本部決定）に基づき、実施体制の強化・ステークホルダー間の連携を図る。令和７年目処にVNRを実施し、我が国の取組を国際的に発信しつつ、令和12年以降も見据えた国際的議論を主導する。また、 SDGs達成に資するビジネス計画の支援や開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続する。
保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進） UHC及び感染症対策に取り組む国際機関等へ拠出し、戦略的議論に参加。 ● 令和３年：東京栄養サミット2021を主催し「東京栄養宣言」を発出。（詳細） ● 令和４年：TICAD8において、グローバルファンドに対して今後３年間で新たに最大10.8億ドルを拠出することを表明。同年４月のCOVAXワクチン・サミット2022において、岸田総理大臣から、最大15億ドルの貢献を表明。 ● 令和５年：Ｇ７広島サミットで、グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化、UHC達成への貢献、ヘルスイノベーションの促進を三本柱とした国際保健分野の議論をリード。（詳細）	● 各国際機関等への拠出、働きかけ、各機関内での戦略的議論に参加し、UHC及び感染症対策を推進する。感染症対策の推進の効果が最大限となるよう、各国際機関間での機能的連携を働きかける。 ● 令和５年Ｇ７議長国としての成果をフォローしつつ、令和12年のSDGs達成に向け、（１）UHC達成、（２）健康危機の予防・備え・対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化に関する具体的な取組を持続可能な形で進める。
食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化） ● アフリカ地域では、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD)、市場志向型農業振興(SHEP)等、それぞれの目標の達成に向けてコメの生産量増加や農家収入の向上等に向けた支援を行った。 ● また、紛争や気候変動等に起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不安や栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援や緊急食料支援を実施した。（開発協力白書2021開発協力白書2022）	● アフリカ地域に対し、CARD、SHEP等、それぞれの目標の達成に向けて、技術やグッドプラクティスの共有等を通じ、コメの生産量増加や農家収入の向上等に向けた支援を行う。 ● また、引き続き、紛争や気候変動等に起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不安や栄養不足等が各地で生じた際に、国際機関等を経由して、栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援や緊急食料支援を実施する。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組（続）

女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

- 開発協力大綱（平成27年閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年策定）に基づき、（１）権利の尊重、（２）能力発揮のための基盤の整備、（３）政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業を実施した。（開発協力白書2021 開発協力白書2022 開発協力白書2023 p.81-83）

教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

- 開発協力大綱（平成27年閣議決定）及び「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年策定）に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。開発途上国の基礎教育から高等教育まで幅広い分野で支援をおこない、とりわけ、就学・学習機会から取り残された女子、障害のある子ども、紛争の影響を受ける子ども等への支援を進めた。令和３年７月に開催された世界教育サミットにおいて、令和３年からの５年間で750万人の女子の教育及び人材育成のための支援を表明し、これらの支援を実施した。（開発協力白書2021 開発協力白書2022 開発協力白書2023 p.78-79）

防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月５日）の普及啓発）

- 「世界津波の日」高校生サミットの開催等をはじめ、国連防災機関（UNDRR）との連携等も通じ、海外で「世界津波の日」の普及・啓発を実施するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施した。（開発協力白書2021 開発協力白書2022 開発協力白書2023 p.76-77）

水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

- 日本の経験や技術をいかした質の高い支援を実施したほか、国際社会の議論にも積極的に参加し、当該分野での日本のリーダーシップを発揮した。具体的には、令和４年4月に熊本で開催された「第4回 アジア・太平洋水サミット」（詳細）では日本の貢献貢献策「熊本水イニシアティブ」を発表した他、令和５年3月に開催された

今後の方向性（続）

- 改訂された開発協力大綱（令和５年閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年策定）に基づき、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進を開発協力の実施原則とし、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。

- 改訂された開発協力大綱（令和５年閣議決定）及び「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年策定）に基づき、教育は「人間の安全保障」を推進するために不可欠な「人への投資」として極めて重要であるとの考えのもと、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き強力に推進する。

- 国連防災機関（UNDRR）との連携等も通じ、海外で「世界津波の日」の普及・啓発を実施するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施していく。

- 「熊本水イニシアティブ」や「国連水会議2023」での成果等を踏まえて日本の経験や技術を活かした質の高い支援を実施するほか、国際社会の議論にも積極的に参加し、当該分野での日本のリーダーシップを発揮する。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組（続）

「国連水会議2023」では、水と気候変動・強靭化等を議論するセッション３の共同議長をエジプトとともに務め、日本の水防災の経験も生かしつつ、世界における水分野の強靭化に向けた提言をとりまとめた。（開発協力白書2021 開発協力白書2022 開発協力白書2023 p.74-76）

気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

- 温室効果ガスの排出削減等や適応への協力
  二国間クレジット制度（JCM）を推進し、令和３～５年度で新たに12か国とJCM協力覚書に署名し、令和５度末時点で29か国とJCMを構築した。
  世界全体で240件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。
- 海洋プラスチックごみ対策の推進
  令和３～５年度は、国際機関を通じ、東南アジア、太平洋島嶼国及びアフリカにおけるプラスチックによる汚染対策及び強靭な社会を構築するための支援として、河川及び海洋における汚染のモニタリング及び廃棄物管理システムの強化のための支援を実施した。
  令和４年度及び５年度には、本分野における国際約束の策定に向けた交渉を主導するための取組の一環として、交渉事務局の能力強化のための支援も実施した。（開発協力白書2021 開発協力白書2022 開発協力白書2023 p.61-67）

今後の方向性（続）

- 我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化に取り組む。
- 海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉を主導し、 廃棄物管理・「３Ｒ」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行う。

評価結果

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境問題、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼす。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組む必要があるが、我が国は、SDGサミットでの国際社会のSDGs達成に向けた取組を牽引していく決意を表明し、実際、Ｇ７広島サミットでの国際保健分野の議論の主導などを通じて地球規模課題への取組を主導することができた。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページを使用した。

個別分野４：連携の強化

中期目標

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組

国民参加機会の拡大

- 日本の民間企業の海外展開を支援するJICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」では、令和３年度は56件、令和４年度は59件、令和５年度は68件採択した。また、「地域金融機関連携案件」は、令和３年度は22件、令和４年度は13件、令和５年度は16件採択した。令和４年度公示では、効果の高い事業とするため制度改善も行った。
- 各国行政官の本邦留学を支援する人材育成奨学計画（JDS）事業及び技術者等の本邦研修を行う研修員受入事業の一環で、令和３年度381人、令和４年度302人、令和５年度346人のJDS生と、令和３年度約600人、令和４年度は約650人、令和５年度は約550人のJICA長期研修員が我が国の大学研究機関等に学び、これら機関との連携が強化された。
- NGOとの連携・協働の取組として、日本NGO連携無償資金協力事業では、令和３年度は約57億円（96件）、令和４年度は約70億円（111件）、令和５年度は約69.9億円（109件）の資金協力を実施。ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業では、令和３年度は約35億円（94件）、令和４年度は約81億円（143件）、令和５年度は約62億円（145件）の資金協力を実施。JICAの草の根技術協力事業として、令和３年度は約12億円（31件）、令和４年度は約13億円（24件）、令和５年度は、約12.9億円（26件）を採択した。その他、NGOの組織基盤強化に向けの能力向上支援を実施した。加えて、NGO・外務省定期協議会を年に複数回実施した。
- JICA海外協力隊事業に関し、令和４年以降は応募者数がコロナ前の水準に回復。帰国後の国内社会還元の推進など、開発途上国だけでなく国内にも貢献する事業を推進した。

国際機関・地域機関・諸外国等との連携

- 国際機関を最大限活用し支援の相乗効果を実現するため、UNICEF（国連児童基金）やUNDP（国連開発計画）などと戦略的対話を実施した。
- 主要ドナーとの対話では、米、印、英、加、独との間で政務レベルでの開発に関する会談、英、中、米、独、韓等と２国間または３か国間での開発政策対話（局長級）等を開催し、開発政策や重点分野等の意見交換を実施した。

今後の方向性

- 従来の官民連携を引き続き取り組むとともに、スタートアップなどの民間企業などの連携を推進することにより、開発途上国の課題解決に貢献する。同時に、地方自治体等のノウハウの活用を通じ、我が国の地方創生等につなげる。
- JICAが実施する人材育成事業の運用の一環で、親日派・知日派人材の育成支援だけでなく、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。
- NGOをはじめとする市民社会が有する専門性を活かし、より効果的かつ持続的な協力になるよう連携・協働に引き続き取り組む。既存の対話枠組みを引き続き活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。
- JICAボランティア事業については、引き続き我が国らしい協力を推進するとともに、協力隊経験者も活用し、途上国だけでなく日本の地方創世にも貢献する協力の更なる強化を図る。

- 二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組（続）

- 経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）におけるODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定やODAを触媒とした民間資金の動員の方策、新型コロナ対策や気候変動問題に関する援助のあり方についての議論に積極的に参加した。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性をもって行われるよう、DACとして相互学習の機会を設けるなどの働き掛けを行った。

今後の方向性（続）

そのため、国際機関等との政策調整を行い、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となるよう努める。

評価結果

1　**国民参加機会の拡大**

- JICA 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の取組を着実に進めることで、日本の民間企業の優れた技術・製品・ノウハウ等を活用し、開発途上国の経済社会開発への貢献だけでなく、官民連携を推進することで我が国地方の活性化に貢献した。
- JICAが実施するJDS事業や研修員受入れ事業等を通じ、開発途上国の対日外交や専門分野での課題解決をリードする人材育成を通じて、ODAに協力する高等教育機関等との連携強化を進めた。
- 日本NGO連携無償資金協力事業、ジャパン・プラットフォーム事業、JICA草の根技術協力事業等を実施し、開発協力のパートナーであるNGOとの連携・協働の更なる強化に貢献した。加えて、NGOの能力向上支援を行い、ODAへの積極的な参画を引き続き推進した。
- JICAボランティア事業について、年２回の募集や、対面での説明会を開催するなど積極的な活動を展開した結果、応募者数がコロナ前の水準に回復した。また、国内における多文化共生社会の実現や地方創生の推進を念頭に、グローカル・プログラムを通じた地域活性化、地方創生等の取組や、帰国後の社会還元の促進などの取組を進め、開発途上国だけでなく日本国内の発展にも貢献した。

2　**国際機関・地域機関・諸外国等との連携**

- 国際機関との連携において、UNICEFやUNDPとのそれぞれ戦略対話を開催し、優先課題に係る意見交換を行い、我が国の二国間開発協力の文脈で国際機関を効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携に向けた取組を促進した。また、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用することで、グローバルな課題の解決に向け積極的に貢献した。
- 主要ドナー国との政務レベルでの開発に関する会談や局長級の開発政策対話等の実施や、OECD/DACにおける取組の推進などを通じ、他ドナー等との協調を推進し、幅広い開発課題の解決に向け貢献した。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページを使用した。

個別分野５：国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標
開発協力への国民の理解と支持を得る。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組	今後の方向性
開発協力に関する講座 ● 中学生以上を対象にオンラインと対面形式で行い、参加者からの発言を促す取組や日本が行う開発協力に関する質問に対して丁寧な回答を行い、主体的な学びにつながるよう実施。 ● 主に大学を中心とした教育機関に訪問し、令和３年度から５年度にかけて20回から32回の開催、参加人数は2,823名から3,725名の伸びとなった。 ● 参加者からは受講して良かったとの回答を３年連続約９割を維持。また受講したいという回答も約７割あり次の開催希望にもつながった。	● 個々の教員から属人的な形での講座依頼から、組織的な継続した依頼につながるよう、興味の持ちやすいテーマの提案や国際協力に関する参加しやすい情報紹介を行い関心を高めていく。受講実績のない団体には積極的に取組紹介を行い受講を促していく。過去3年の取組は一定の成果があり、開催形式と進め方は継続し関心層の拡大と開発協力専門人材の担い手の発掘を進める。
開発協力コンテンツを使った情報発信 ● アニメ（３、４年度のみ）：ODA広報キャラクター「ODAマン」を活用し、電車ビジョンや映画館CM放映、WEB広告等を行い、総再生数約98万回、約82万回（詳細） ● ドキュメンタリー動画（３～5年度）：著名人を活用し、FacebookやYouTube広告等を行い、総リーチ・再生数がそれぞれ約25万回、約6,000万回、約90万回。令和３年度 令和４年度 令和５年度 ● ドラマ（３～５年度）：著名人を活用しプレスリリースや出演者によるSNS発信等を行い、再生数はそれぞれ約2.4万回、約1.7万回（５年度は公開前で集計不可）（詳細 令和６年３月時点集計値）	● ODA広報の中心媒体は、外務省ホームページやYouTubeであるが、キャラクターや著名人を活用し、普段政府媒体を見ない方々に対し目が届くように発信を行い、各コンテンツ事業について一定の成果を得ている。しかし、年度によっては広告手法により、数値が想定より伸びなかったケースもあり課題であったため、今後は広告手法の更なる検討と共により一層広報効果の高い媒体等の検討を目標とする。
SNSを使った情報発信 ● X（旧Twitter）を活用した情報発信を継続し、省内の既存のアカウントとも連携しながら、ODAに対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODAに対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数はそれぞれ11,640人、12,741人、12,848人の規模を維持（各年３月計測）。（詳細）	● フォロワー数は平成31年の創設時（約900人）と比較すれば増加しているものの、令和４、５年度は伸び率に課題が残る。原因として、投稿頻度が低いことが上げられるため、今後は組織内での発信者や在外公館等を含めどのように巻き込むかの検討を目標とする。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組（続）

国際協力イベントを通じた情報発信

- グローバルフェスタJAPAN（３～５年度）では、国際的な潮流や国内の状況をふまえて毎年テーマ設定を行い、ステージやフォトコンテストのほか出展ブース、オンラインセッション等を開催し、参加者・視聴者がODAを含む国際協力の現状や必要性、理解や認識を深める機会に繋がった。来場・視聴者の実績はそれぞれ約１万人以上、約2.2万人以上、約3.9万人以上（詳細）。

今後の方向性（続）

- 本フェスタの来場に対するアンケート結果によれば、参加後に国際協力に興味を持った人が96%となり、国際協力を好意的に捉え、理解と支持、参画拡大に繋がったが、出展ブースの拡大やオンラインステージ視聴率等に課題が残るため、今後は開催会場の検討、PR方法、協賛企業の新規獲得等を目標とする。

評価結果

- 3年間の取組を踏まえ、令和５年に実施した内閣府世論調査（詳細）「今後の開発協力のあり方」について、回答者の79.4%が「積極的に進めるべきだ」または「現在程度でよい」と回答し、開発協力に対して前向きな評価が示された。しかし、国内経済が厳しくODAに批判的な声も多いため、 ODA広報も既存の手法のみならず、時代に応じた広報戦略を検討する必要がある。
- 特に、グローバルフェスタについては、過去3年間において、毎年参加・視聴者数が倍増しており、令和５年度は、積極的にメディア関係者や学校等に積極的に広報・PRを強化したことにより着実に効果を上げている。しかし、出展ブースの拡大やオンラインステージ視聴率等に課題が残るため、今後も参加・視聴者数を伸ばすべく更なる増加を目指して取り組んでいく必要がある。
- ドキュメンタリー動画については、令和5年度においては過去３年間の中で最も再生回数を獲得した。要因として、「女性・平和・安全保障」（WPS: Women, Peace and Security）という時代にマッチしたテーマ設定を先見したことと、広告手法が効果的だったことが上げられるため、本経験を活かしつつ、今後は広告手法の更なる検討と共により一層広報効果の高い媒体等の検討を目標として取り組んでいく必要がある。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

開発協力への国民の理解と支持を得るために広報を強化する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページを使用した。

個別分野６：国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標

平成28年８月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組をJICAと協力して着実に実施する。

過去３年度（令和３～５年度）の主な取組

国際協力事業関係者の安全対策強化のための取組

- 「最終報告」の５項目（１）脅威情報の収集・分析・共有の強化、（２）事業関係者及びNGOの行動規範、（３）ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、（４）危機発生後の対応、（５）外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方、を着実に実施した。
- 特に令和３年度から４年度は、ODA事業の推進にあたっての新型コロナウイルス感染症への対応として、世界の感染状況、水際措置・行動制限等の推移を注視し、これら状況に応じた安全対策を講じた。
- 令和４年度から５年度は、国際社会における情勢の変化により、ODA事業実施国・地域での治安悪化が相次いだが、その都度、状況を慎重に見極めながら、迅速な国外退避など、人命最優先で現地の国際協力事業関係者の安全確保に努めた。

関連リンク：
2021年版開発協力白書 2022年版開発協力白書 2023年版開発協力白書

今後の方向性

- 令和５年６月に改定された開発協力大綱では、国際社会が複合的危機に直面する中、民間企業、公的金融機関やNGOなど様々な主体を巻き込み、開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方針を打ち出した。国際協力事業者の安全確保はその大前提であるところ、国際協力事業安全対策会議の更なる活用を含め、平素からの十分な安全対策や体制整備、危機発生時の関係者の安全確保に万全を尽くす。

評価結果

国際情勢が大きく変化する中、「最終報告」５項目記載の安全対策の実施を通じ、国際協力事業関係者の安全に対する意識や安全確保のための取り組みを強化・向上させることができた。その結果、国際協力事業関係者の危機管理意識向上及び安全確保に寄与した。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

平成28年８月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組をJICAと協力して着実に実施する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ、開発協力白書等を使用した。